

外国会社の日本における代表者に関する規律

法務省民事局

【現行法の規律】

- 日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない（会社法第817条第1項）。
- 営業所設置義務は課していない。

会社法第817条第1項

（外国会社の日本における代表者）

第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

（参考）

- 営業所設置義務について
平成14年商法改正前は、外国会社は、日本に営業所を置かなければならぬとされていた（平成14年改正前商法第479条第1項）。

平成14年改正前商法第479条第1項

第四百七十九条 外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ営業所ヲ設クルコトヲ要ス

しかし、平成14年商法改正により、外国会社の営業所設置義務は廃止された。これは、営業所設置義務の趣旨は我が国の債権者の保護にあるとされていたが、そのために営業所設置義務を課すことの合理性には疑問があつたことから、外国会社に財務状態の開示を義務付けるなどの代替措置を探つた上で、営業所設置義務を撤廃したものである。現行法でもこのような規律は維持されている。

○ 日本における代表者について

日本における代表者については、上記のような営業所設置義務の廃止にかかわらず、従前から少なくとも一人は日本に住所を有する者でなければならないとされており、その規律は、現行法に至るまで維持され続けている。これは、日本国内の取引先の保護の観点から、日本国内に紛争の処理に応ずる権限を有する者を置く必要があること、取引継続禁止命令等の監督の実効性を確保する必要があること等のためである。